

株 主 各 位

静岡県焼津市小川新町 5 丁目 8 番 13 号
焼津水産化学工業株式会社
代表取締役社長 山 本 和 広

第53期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席
くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます
ので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙
に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月27日(水曜日)午後5時30分まで
に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成24年6月28日(木曜日)午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 静岡県焼津市三ヶ名1550番地
焼津市文化センター1階 小ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第53期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の一部変更及び継続
の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださ  
いますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた  
場合は、当社ウェブサイト (<http://www.yskf.jp/ir/kabunusisoukai.html>) に掲載させて  
いただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の概況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災による景気の停滞から一部の業態で緩やかに持ち直しの傾向が見られたものの、円高の持続や欧州債務危機、原油高など世界情勢の影響もあり先行きは不透明な状況で推移しました。

食品業界におきましても、原材料価格が上昇傾向にあるなか、放射能問題や消費者の節約志向による価格競争の激化から、依然として厳しい収益環境が続いております。

このようななか、当社グループは3カ年中期経営計画「Challenge & Growth」(挑戦と成長)に基づき、利益を重視した筋肉質な企業体質を構築すべく、新規取引先への営業強化や不採算製品の見直し、生産効率の向上、経費削減の徹底、従業員の転進支援等の事業構造改革を実施するとともに、事業継続計画(BCP)策定を開始するなど、経営基盤の強化に取り組みました。

事業別では、調味料事業は、得意とする水産系調味料の拡販に取り組むとともに、独自の加工技術を取り入れた差別化製品を展開しました。機能食品事業のうち機能食品は、子会社のUMI ウェルネス株式会社が「コラーゲンゼリー」を発売し新商品の育成を図りました。機能性食品素材は、飲料や美容分野など新たなマーケットへの配合提案を積極的に進めました。海外事業は、円高による価格競争力の低下や放射能問題による日本製食品に対する諸外国の輸入規制により引き続き厳しい状況ですが、東南アジア向け調味料の拡販、子会社の大連味思開生物技術有限公司における中国国内向けの営業強化等、新興国の需要獲得に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の連結売上高は203億87百万円(前年同期比3億64百万円、1.8%減)となりました。利益面におきましては、製造経費や販売費及び一般管理費の削減を推進し、連結営業利益12億99百万円(同2億23百万円、20.7%増)、連結経常利益13億81百万円(同2億48百万円、21.9%増)、連結当期純利益6億67百万円(同4億45百万円、200.4%増)となりました。

(※) 従来、水産物の問屋買付に伴う取引については、売上高及び売上原価に計上する方法（総額表示）を採用しておりましたが、当連結会計年度より、売上高から売上原価を控除する方法（純額表示）に変更しました。詳細は、26頁の連結注記表「2. 会計方針の変更に関する注記（1）売上計上方法の変更」をご参照ください。なお、当連結会計年度の売上高を従来通りの方法（総額表示）で算出した場合、25億76百万円増加し、229億63百万円となります。

|                | 純額表示による売上高  |             |      | 総額表示による売上高  |             |       |
|----------------|-------------|-------------|------|-------------|-------------|-------|
|                | 当連結<br>会計年度 | 前連結<br>会計年度 | 前年度比 | 当連結<br>会計年度 | 前連結<br>会計年度 | 前年度比  |
| 連結売上高<br>(百万円) | 20,387      | 20,751      | △364 | 22,963      | 22,312      | 651   |
| うち水産物<br>(百万円) | 2,955       | 2,750       | 204  | 5,531       | 4,311       | 1,219 |

当連結会計年度のセグメント別の業績は以下のとおりです。

a. 調味料

調味料事業は、国内消費の伸び悩みから需要は頭打ちの状況にあります。国内外において当社が得意とする水産系調味料の拡販を強化し、液体調味料、粉体調味料とも上昇傾向にあります。この結果、調味料事業の売上高は81億2百万円（前年同期比2億30百万円、2.9%増）、セグメント利益（営業利益）は8億82百万円（同96百万円、12.3%増）となりました。

b. 機能食品

機能食品事業における機能食品は、前期に引き続き一部取引先向け粉末製品の大幅な受注減がありましたが、医療栄養食（レトルト）が震災による一時的な需要増により伸長しました。また、子会社のUMI ウェルネス株式会社が新商品として「コラーゲンゼリー」を発売し、新規顧客の獲得を進めました。N-アセチルグルコサミンやアンセリンをはじめとする機能性食品素材は、価格競争が激化するなか、飲料や美容分野への配合提案による新規マーケットの開拓に取り組みました。この結果、機能食品事業の売上高は74億90百万円（同8億22百万円、9.9%減）、セグメント利益（営業利益）は9億73百万円（同61百万円、6.7%増）となりました。

c. 水産物

水産物事業は、主に冷凍鮪・冷凍鰹の販売並びに加工製品の製造販売です。販売部門は鮪の販売が好調に推移しましたが、原料高や製造部門における設備投資の経費負担が増えました。この結果、水産物事業における売上高は29億55百万円（同2億4百万円、7.4%増）、セグメント利益（営業利益）は73百万円（同14百万円、16.8%減）となりました。

d. その他

その他の事業は、各種ワサビ類他香辛料の製造販売、その他商品の販売です。香辛料で大手量販店向けに新規採用されたことに加え、その他商品で経費削減に取り組みました。この結果、その他の事業における売上高は18億38百万円（同23百万円、1.3%増）、セグメント利益（営業利益）は82百万円（同12百万円、18.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に要した設備投資の総額は、4億4百万円であり、そのうち主なものは、生産能力の維持・向上を主体とした既存設備の更新であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に要した資金は、すべて自己資金を充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                | 第50期<br>平成20年度 | 第51期<br>平成21年度 | 第52期<br>平成22年度 | 第53期<br>平成23年度 |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 売 上 高(百万円)         | 20,084         | 21,866         | 20,751         | 20,387         |
| 経 常 利 益(百万円)       | 1,140          | 1,817          | 1,132          | 1,381          |
| 当 期 純 利 益(百万円)     | 617            | 1,111          | 222            | 667            |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 43円91銭         | 79円09銭         | 15円81銭         | 47円51銭         |
| 総 資 産(百万円)         | 20,535         | 21,971         | 20,801         | 21,493         |
| 純 資 産(百万円)         | 16,525         | 17,407         | 17,345         | 17,833         |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額   | 1,176円11銭      | 1,238円88銭      | 1,234円50銭      | 1,269円24銭      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しています。  
2. 連結子会社であるマルミフーズ株式会社における水産物の問屋買付に伴う取引については、当連結会計年度より総額表示から純額表示に変更しており、第52期については、遡及処理後の数値を記載しております。詳細は、26頁の連結注記表「2. 会計方針の変更に関する注記(1) 売上計上方法の変更」をご参照ください。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金  | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容         |
|---------------|--------|----------|-----------------|
| オーケー食品株式会社    | 50百万円  | 100%     | 香辛料・顆粒調味料の製造・販売 |
| マルミフーズ株式会社    | 100百万円 | 100%     | 水産物の加工・販売       |
| 大連味思開生物技術有限公司 | 505百万円 | 100%     | 調味料等の製造・販売      |
| UMIウェルネス株式会社  | 50百万円  | 100%     | 健康食品の通信販売       |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、平成22年4月に中期経営計画「Challenge & Growth」を発表しました。当計画については、市場環境や当社業績を基に精査して平成23年11月4日に公表のとおり数値計画を修正しましたが、当初掲げた5つの基本方針（a. 社会・顧客対応の充実、b. 優位性の創造と育成、c. 組織力の強化と連携、d. 人材育成の強化、e. 増益体質の強化）に沿って、以下の重点施策を継続・推進し、課題の達成に向けて努力する所存です。

##### ① N-アセチルグルコサミン（NAG）の拡販

当社グループの機能食品事業を牽引する機能性素材N-アセチルグルコサミンは、本格販売以来10年間、国内トップシェアを維持する注力製品であり、子会社のUMI ウェルネス株式会社の主力製品でもあります。当連結会計年度は、飲料や美容分野への配合提案による新規マーケットの開拓に取り組みました。引き続き、新規顧客獲得、子会社製品の広告宣伝の強化等、市場の更なる拡大を図ります。

##### ② 海外市場への積極展開

当連結会計年度は、東南アジア向け調味料の拡販、子会社の大連味思開生物技術有限公司における中国国内向けの営業強化等、新興国の需要獲得に取り組み、機能食品素材の中国における美容関連への展開や子会社製品の中国内販路拡大、東南アジア市場への販路拡大にも新たな道筋が見えてきています。これらを具体化し市場を確保するべく、当社グループが連携し、積極的・行動的な推進を図ります。

##### ③ CVD（連続真空乾燥装置）2号機の安定稼働と販売強化

当社の優位性の一つでもあるCVD製品は、その品質特性に対する幅広いニーズにより需要が拡大しており、平成22年3月に2号機を導入いたしました。当連結会計年度は、その特性を活かした新規製品開発、新規顧客獲得に取り組みました。引き続き、新規製品の市場投入、製品特性を活かした受注の獲得に努めて、市場拡大と収益基盤の強化を図ります。

##### ④ YSKブランドの育成

当連結会計年度は、独自の技術を活かして、オリジナル新製品の開発や顧客ニーズに応じた既存製品の改良等、新規顧客の開拓に注力してまいりました。今後も、このような取り組みを継続することで、YSKブランドの更なる強化・育成を図ります。

また、危機管理面においては、事業継続計画（BCP）策定への具体的取り組みを開始しました。まず、従業員の人命尊重の観点から津波避難施設や緊急放送設備等を順次設置中であります。更に、製品供給面でのリスク分散の観点から新工場用地の確保を進めるなど、引き続き災害に強い体制作りを実施していきます。

当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況ではありますが、一層「食の安全・安心」に徹し、危機管理など経営基盤をより充実させる所存です。株主の皆様におかれましては、更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループは、次の製品を主体とした製造・販売ならびに関連商品の販売を行っています。

| 区 分     | 主 要 品 目                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------|
| 調 味 料   | 各種エキス、各種オイル、各種スープ、各種粉末調味料、風味調味料、各種具材・惣菜、各種低塩調味料、調味料類受託加工など |
| 機 能 食 品 | 各種海洋機能性素材、キチン・キトサン・オリゴ糖類、医療栄養食を含む各種機能食品、各種機能食品受託加工など       |
| 水 産 物   | 冷凍マグロ・カツオ加工、水産物問屋業、倉庫業など                                   |
| そ の 他   | 各種ワサビ類他香辛料、その他商品など                                         |

#### (6) 主要な営業所及び工場（平成24年3月31日現在）

##### ① 当社

| 名 称           | 所 在 地       |
|---------------|-------------|
| 本 社           | 静岡県焼津市      |
| 静 岡 本 部       | 静岡県静岡市駿河区   |
| 榛 原 工 場       | 静岡県牧之原市     |
| 焼 津 ・ 団 地 工 場 | 静岡県焼津市      |
| 大 東 工 場       | 静岡県掛川市      |
| 東 京 営 業 所     | 東京都中央区      |
| 大 阪 営 業 所     | 大阪府大阪市淀川区   |
| 名 古 屋 営 業 所   | 愛知県名古屋市中千種区 |
| 九 州 営 業 所     | 福岡県福岡市博多区   |

② 子会社

| 名 称           | 所 在 地      |
|---------------|------------|
| オーケー食品株式会社    | 静岡県静岡市駿河区  |
| マルミフーズ株式会社    | 静岡県静岡市駿河区  |
| 大連味思開生物技術有限公司 | 中国 遼寧省 大連市 |
| UMI ウェルネス株式会社 | 東京都中央区     |

(7) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 386 (74) 名 | △31 (△44) 名 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減   | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-------------|---------|-------------|
| 262 (10) 名 | △23 (△38) 名 | 34.81歳  | 10.93年      |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

| 借 入 先             | 借 入 額 |
|-------------------|-------|
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 65百万円 |
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行   | 30百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況（平成24年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,056,198株（自己株式5,589株を含む）
- ③ 株主数 11,410名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                | 持 株 数 (株) | 持株比率 (%) |
|----------------------|-----------|----------|
| 宝ホールディングス株式会社        | 1,193,708 | 8.50     |
| 日油株式会社               | 1,026,207 | 7.30     |
| 株式会社静岡銀行             | 678,493   | 4.83     |
| 鈴木 ミツエ               | 530,082   | 3.77     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社   | 492,900   | 3.51     |
| 株式会社りそな銀行            | 478,617   | 3.41     |
| 松本 圭一郎               | 323,463   | 2.30     |
| 焼津信用金庫               | 321,371   | 2.29     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 249,000   | 1.77     |
| 明王物産株式会社             | 232,000   | 1.65     |

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況（平成24年3月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の  
状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員の様況

#### (1) 取締役及び監査役の様況（平成24年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名    | 担当及び重要な兼職の様況                                                            |
|----------|--------|-------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 山本和広   | 営業本部長                                                                   |
| 常務取締役    | 齋藤 滋   | 開発センター長兼研究開発部長<br>兼UMI ウェルネス株式会社取締役                                     |
| 常務取締役    | 石川 真理子 | 生産本部長兼生産技術センター長<br>兼オーケー食品株式会社取締役                                       |
| 取締役      | 高橋 英之  | UMI ウェルネス株式会社代表取締役社長                                                    |
| 取締役      | 松田 秀喜  | 経営統括本部長兼経営企画部長<br>兼オーケー食品株式会社監査役<br>兼マルミフーズ株式会社監査役<br>兼UMI ウェルネス株式会社監査役 |
| 取締役      | 又平 芳春  | 大連味思開生物技術有限公司董事長兼總經理                                                    |
| 取締役      | 松末 隆志  | 日油株式会社 名古屋支店長                                                           |
| 常勤監査役    | 石黒 厚士  |                                                                         |
| 常勤監査役    | 澤本 猪三雄 |                                                                         |
| 監査役      | 石野 達佳  | 有限会社石野技術士事務所代表取締役社長                                                     |
| 監査役      | 松永 淳   |                                                                         |

- (注) 1. 常勤監査役澤本猪三雄氏、監査役石野達佳氏及び松永 淳氏は、社外監査役であります。
2. 当事業年度中の役員の異動は、以下のとおりです。
- ・坂井和男氏及び酒井尚吾氏は平成23年6月29日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任いたしました。
3. 常勤監査役石黒厚士氏、澤本猪三雄氏及び監査役松永 淳氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ・常勤監査役石黒厚士氏は、当社において昭和62年6月から平成9年6月まで総務・経理所管役員として在籍していました。
  - ・常勤監査役澤本猪三雄氏は、株式会社静岡銀行において複数店の支店長及び検査部長を、また平成6年6月から平成18年6月まで元旦ビューティー工業株式会社の役員として管理部門を所管していました。
  - ・監査役松永 淳氏は、平成5年3月から平成13年3月まで株式会社静岡新聞社の役員として経理・総務部門を所管していました。
4. 当社は、常勤監査役澤本猪三雄氏、監査役石野達佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

## (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員       | 支給額              |
|------------------|------------|------------------|
| 取締役              | 9名         | 97百万円            |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名) | 39百万円<br>(22)百万円 |
| 合計               | 13名        | 137百万円           |

- (注) 1. 上記には、平成23年6月29日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
3. 取締役の報酬等限度額は、平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において年額2億2,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。
4. 監査役の報酬等限度額は、平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいています。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
監査役石野達佳氏は、有限会社石野技術士事務所代表取締役社長を兼務しています。なお、当社は有限会社石野技術士事務所との間に重要な取引関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### a. 取締役会及び監査役会への出席状況

|              | 取締役会（11回開催） |      | 監査役会（9回開催） |      |
|--------------|-------------|------|------------|------|
|              | 出席回数        | 出席率  | 出席回数       | 出席率  |
| 常勤監査役 澤本 猪三雄 | 10回         | 100% | 9回         | 100% |
| 監査役 石野 達佳    | 10回         | 100% | 9回         | 100% |
| 監査役 松永 淳     | 10回         | 100% | 9回         | 100% |

- (注) 取締役会（全11回）中、1回については、取締役会書面決議にて開催のため、出席回数には含まれておりません。

#### b. 取締役会及び監査役会における発言状況

常勤監査役澤本猪三雄氏、監査役石野達佳氏及び松永 淳氏は、取締役会に出席し必要に応じ、主に専門的見地から妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。また、監査役会においても、監査の方法その他監査役の職務の執行に関して、適宜、公正かつ効率的な監査業務運営のための意見表明をしています。

- ③ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称

芙蓉監査法人

(2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 31百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の  
とおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループ全体に係る「企業倫理規範」を整備し、代表取締役社長が率先垂範するとともに、繰り返しその精神を役職員・使用人に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理遵守を企業活動の前提とすることを徹底しています。
- ② 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置して、当社グループ全体のコンプライアンス体制に係る規程の改廃及びコンプライアンス体制上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に付議・報告します。規定されたコンプライアンス体制は、経営企画部が事務局となって運営・管理しています。
- ③ 「企業倫理規範」に則り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体などに対して、一切の関係を遮断し不当な要求には断固として拒否しています。
- ④ 法令・定款違反行為が発覚した場合の対応については、リスク・コンプライアンス事務局が速やかに社内外への対応を行うための規定に基づいて実施し、当該取締役・使用人に対する具体的な処分については、取締役会または担当部署にて決定しています。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価の基本方針」を定めるとともに財務報告委員会を設置して、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持及び向上を図っています。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存しています。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することが可能になっています。
- ② 監査役の承認を得て制定した「情報管理規程」に則って、保存した情報を管理しています。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスク管理体制を「リスク・コンプライアンス管理規程」に定め、管理状況をリスク・コンプライアンス委員会に報告・運用しています。
- ② 品質に係るリスクについては、「クレーム処理規程」に則って品質不良に対する再発防止策の実施等により管理を行うとともに、I S O 9001の継続による品質管理システムの向上を図っています。
- ③ 災害に係るリスクについては、「緊急時の基本的行動指針」及び「地震・津波対策マニュアル」を制定し、経営統括本部を全社横断的な統括責任部署としています。
- ④ 情報セキュリティに係るリスクについては、「情報管理規程」「情報システム管理規程」に則り、人的、技術的、物理的対策を整備するとともに、経営統括本部が全社横断的な統括管理を行っています。なお、個人情報安全管理部会をリスク・コンプライアンス委員会の下部組織として設置し、「個人情報保護規程」等の規程類に則って管理運用しています。
- ⑤ その他のリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っています。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対処するものとし、緊急を要する事態が発生した際には、「緊急時の基本的行動指針」、「不祥事件発生時の対応規程」、「地震・津波対策マニュアル」に則って、速やかに全社横断的な対応を実施しています。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「職務権限規程」に則り、会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な業務遂行を確保しています。
- ② 取締役を構成員とする経営会議を設置し、月次業績のレビューと改善策の実施などを審議し、迅速に推進しています。
- ③ 取締役会による中期経営計画の承認、中期経営計画に基づく年次、事業部門毎の業務計画と予算の設定に基づき、取締役会にて3ヵ月毎に計画の進捗報告を実施しています。
- ④ I R 担当取締役を設け、適切な適時情報開示とI R 説明会の推進により、適正な会社情報の公表により社内外への理解を得ることを徹底しています。

**(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社及びグループ会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ各社の事業に関して監督する取締役を任命し、定期的に業況報告を受けています。

これらの運用を明文化するために制定した「子会社管理規程」に則って管理運用しています。なお、法令遵守については、グループ全体のコンプライアンス体制にて管理しています。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

① 現在、監査役会の職務を補助すべき使用人は設けておりませんが、内部監査室との適切な連携によって、実効的な監査役監査を補完できるものと考えています。

② 監査役は、特定の業務における監査において、代表取締役社長及び当該業務の所管取締役の承認を得て、内部監査室または当該部署の職員を指名するとともに、合理的な範囲で監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関しては代表取締役社長及び当該部署の所管取締役等の指示命令に優先することを徹底しています。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

① 取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事案が生じた場合は、速やかに監査役に報告することを徹底しています。

② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定しています。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 監査役と代表取締役社長及び各取締役は、必要に応じ、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換しています。

② 監査役は、内部監査室の実施する内部監査の計画について協議に加わり、内部監査室は、内部監査結果の報告等、監査役との連携に努めています。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。利益配分としては、時代のニーズに対応するための研究開発、生産、市場開拓等への投資を進めながら、競争力の維持・向上を図ることで安定的な利益を確保し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としています。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき12円の予定とさせていただきます。既に、平成23年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせて、年間配当金は1株当たり22円となります。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、これが当社の企業価値の向上または株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社グループが長年に亘り培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者またはグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することで、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、基本方針の実現に資する取組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めております。

#### ① 3カ年中期経営計画「Challenge & Growth」

当社グループは、平成22年度から平成24年度までの3カ年中期経営計画「Challenge & Growth」を策定し、新たな価値を創造し続けるグローバルな企業グループを目指し、「1. 企業集団の現況 (4) 対処すべき課題」に掲げる5つの基本方針及びこれらに基づく4つの重点施策を着実に進展させることで、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めています。

その詳細につきましては、6頁の「1. 企業集団の現況 (4) 対処すべき課題」の箇所をご参照ください。

## ② コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレートガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。

当社の取締役会は取締役7名で構成され、法令で定められた事項及び経営上の重要事項を審議・決定しています。監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成され、監査役は取締役会やその他重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の業務執行を監査しています。また、当社は、社外監査役3名のうち2名について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。かかる独立役員については、取締役会等における業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。

こうした経営体制のもとで、会社法及び金融商品取引法に準拠した内部統制システムの構築、リスクマネジメント・コンプライアンス関連の各種委員会を設置・運営することで具体的な施策を推進しています。

## (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、平成21年5月15日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下、(3)及び(4)において、「平成21年プラン」といいます。)を継続することを決議し、平成21年6月26日開催の当社第50期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。平成21年プランの概要は、以下のとおりです。

### ① 平成21年プランの目的

当社は、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に必要な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者(以下「大規模買付者」といいます。)に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会(下記②ホに定義されます。)の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者(具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいいます。)によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年プランによる買収防衛策の継続を決定し、平成21年6月26日開催の第50期定時株主総会にて、株主の皆様よりご承認いただきました。

## ② 平成21年プランの内容について

### イ 平成21年プランの内容について

次のいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。)またはその可能性のある行為(以下「大規模買付行為」と総称します。)がなされ、またはなされようとする場合に、平成21年プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ・当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- ・当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

- ・上記の各場合に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限ります。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

#### ロ 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、平成21年プランに定める手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面及び当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。)を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。

#### ハ 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、大規模買付情報を提供していただきます。当社取締役会または特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。

#### ニ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定します。大規模買付行為は、平成21年プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとしします。

#### ホ 特別委員会の設置

当社は、平成21年プランの発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役ならびに社外有識者の3名以上から構成される特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)を設置します。

#### ヘ 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を

発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである等一定の事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に向うべく当社株主総会を招集することができるものとします。

#### ト 対抗措置の具体的内容

当社が平成21年プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令等及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

#### ③ 平成21年プランの有効期間及び継続について

平成21年プランの有効期限は、当社第50期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時までとなっておりますが、当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、平成21年プランに所要の変更(以下(3)及び(4)において、変更後のプランを「本プラン」といい、平成21年プランと本プランを総称して、「当社プラン」といいます。)を行った上で買収防衛策を継続すること、平成24年6月28日開催予定の当社第53期定時株主総会に、本プランの承認議案(詳細につきましては当社第53期定時株主総会第4号議案をご参照ください。)を提出することを、当社取締役全員の賛成により決定いたしました。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成24年5月11日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部変更及び継続に関するお知らせ」を併せてご覧ください。

(参考URL : <http://www.yskf.jp/topics/2012.5.11-2.html>)

#### (4) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、当社プランは、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的とするものであり、基本方針に沿うものと考えます。

また、当社プランは、①株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高めるため、事前の開示がなされていること、②当社プランの継続に関する議案を当社第53期定時株主総会に付議することを通じて株主の皆様の意思を確認させていただきこととなっており、また、株主総会において当社プランを廃止する旨の議案が承認された場合には当社プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられていること、及び③経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動の是非を判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること等から、当社取締役会は、当社プランが当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

---

(注) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また割合、1株当たりの数値及び持株比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
|------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| (資産の部)                 |                   | (負債の部)                   |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>12,326,680</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>3,245,010</b>  |
| 現金及び預金                 | 3,913,642         | 支払手形及び買掛金                | 1,955,154         |
| 受取手形及び売掛金              | 4,925,408         | 短期借入金                    | 25,817            |
| 有価証券                   | 360,247           | 一年内返済予定の長期借入金            | 70,000            |
| 商品及び製品                 | 1,526,239         | リース債務                    | 16,829            |
| 原材料及び貯蔵品               | 1,361,965         | 未払法人税等                   | 353,004           |
| 繰延税金資産                 | 110,006           | 未払消費税等                   | 77,760            |
| その他                    | 134,470           | 賞与引当金                    | 134,528           |
| 貸倒引当金                  | △5,300            | その他                      | 611,915           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>9,166,353</b>  | <b>固 定 負 債</b>           | <b>414,424</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>6,378,296</b>  | リース債務                    | 44,278            |
| 建物及び構築物                | 2,559,033         | 繰延税金負債                   | 18,390            |
| 機械装置及び運搬具              | 1,294,005         | 退職給付引当金                  | 307,863           |
| 土地                     | 2,394,450         | 長期未払金                    | 31,996            |
| リース資産                  | 52,658            | その他                      | 11,895            |
| 建設仮勘定                  | 4,576             |                          |                   |
| その他                    | 73,572            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>3,659,434</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>222,137</b>    | (純資産の部)                  |                   |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,565,919</b>  | <b>株 主 資 本</b>           | <b>17,811,969</b> |
| 投資有価証券                 | 2,087,935         | 資本金                      | 3,617,642         |
| 繰延税金資産                 | 106,363           | 資本剰余金                    | 3,414,133         |
| その他                    | 379,377           | 利益剰余金                    | 10,786,294        |
| 貸倒引当金                  | △7,756            | 自己株式                     | △6,101            |
|                        |                   | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>21,629</b>     |
|                        |                   | その他有価証券評価差額金             | 83,732            |
|                        |                   | 為替換算調整勘定                 | △62,103           |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>17,833,598</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>21,493,033</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>21,493,033</b> |

# 連結損益計算書

(平成23年4月1日から)  
(平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額        |
|----------------|------------|
| 売上高            | 20,387,377 |
| 売上原価           | 15,633,830 |
| 売上総利益          | 4,753,546  |
| 販売費及び一般管理費     | 3,453,959  |
| 営業利益           | 1,299,586  |
| 営業外収益          |            |
| 受取利息           | 2,167      |
| 受取配当金          | 38,051     |
| 受取貸料           | 15,195     |
| 為替差益           | 7,483      |
| 給付金            | 4,729      |
| 受取補償金          | 13,231     |
| その他            | 39,530     |
| 営業外費用          |            |
| 支払利息           | 1,022      |
| 匿名組合投資損失       | 16,743     |
| たな卸資産廃棄        | 1,660      |
| 損害賠償金          | 3,555      |
| 保険解約損          | 6,893      |
| その他            | 8,472      |
| 特別利益           | 1,381,626  |
| 固定資産売却益        | 342        |
| 保険収入           | 28,910     |
| 国庫補助金収入        | 6,666      |
| 特別損失           |            |
| 固定資産売却損        | 17         |
| 固定資産除却損        | 8,920      |
| 投資有価証券評価損      | 2,299      |
| 事業構造改革費用       | 189,216    |
| 災害による損失        | 23,449     |
| 固定資産圧縮損        | 6,666      |
| 税金等調整前当期純利益    | 230,569    |
| 法人税、住民税及び事業税   | 447,580    |
| 法人税等調整額        | 71,902     |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 1,186,975  |
| 当期純利益          | 667,493    |
| 当期純利益          | 667,493    |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |            |        |            |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|--------|------------|
|                               | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式   | 株主資本合計     |
| 平成23年4月1日 残高                  | 3,617,642 | 3,414,133 | 10,427,917 | △5,913 | 17,453,780 |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |            |        |            |
| 剰余金の配当                        |           |           | △309,116   |        | △309,116   |
| 当期純利益                         |           |           | 667,493    |        | 667,493    |
| 自己株式の取得                       |           |           |            | △187   | △187       |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |        | -          |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -         | -         | 358,376    | △187   | 358,189    |
| 平成24年3月31日 残高                 | 3,617,642 | 3,414,133 | 10,786,294 | △6,101 | 17,811,969 |

|                               | その他の包括利益累計額      |          |                   | 純資産合計      |
|-------------------------------|------------------|----------|-------------------|------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括<br>利益累計額合計 |            |
| 平成23年4月1日 残高                  | △51,259          | △56,738  | △107,998          | 17,345,781 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |          |                   |            |
| 剰余金の配当                        |                  |          |                   | △309,116   |
| 当期純利益                         |                  |          |                   | 667,493    |
| 自己株式の取得                       |                  |          |                   | △187       |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 134,992          | △5,364   | 129,627           | 129,627    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 134,992          | △5,364   | 129,627           | 487,817    |
| 平成24年3月31日 残高                 | 83,732           | △62,103  | 21,629            | 17,833,598 |

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称 オークー食品株式会社  
マルミフーズ株式会社  
大連味思開生物技術有限公司  
UMI ウェルネス株式会社

### (2) 持分法の適用に関する事項

関連会社については、該当しないため持分法を適用しておりません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連味思開生物技術有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

### (4) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (ロ) たな卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産

提出会社及び国内連結子会社

（リース資産を除く）

定率法

ただし提出会社の焼津工場の建物、機械及び装置は定額法

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法

在外連結子会社

当該国の会計基準の規定に基づく定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 10年～31年
- ・機械装置及び運搬具 4年～10年

##### (ロ) 無形固定資産

提出会社及び国内連結子会社は定額法を採用し、在外連結子

（リース資産を除く）

会社は当該国の会計基準に基づく定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### (ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### (イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

#### (ロ) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

#### (ハ) 退職給付引当金

##### 親会社

従業員の退職金給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき計上しています。

##### 国内連結子会社

オーケー食品株式会社は、従業員の退職金給付に備えるため、自己都合による期末要支給額及び中小企業退職金共済事業団からの給付見込額に基づき計上しています。

### ④ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 売上計上方法の変更

連結子会社であるマルミフーズ株式会社における水産物の問屋買付に伴う取引については、従来、売上高及び売上原価ともに計上する方法（総額表示）によっておりましたが、当連結会計年度より売上高から売上原価を控除する方法（純額表示）に変更しております。

この変更は当該取引の金額的重要性が増したため、営業成績をより的確に表示するために行ったものです。当該会計方針の変更については、遡及適用されております。また、この会計方針の変更による累積的影響額はなため、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に与える影響はありません。

### (2) 試験研究費の計上方法の変更

提出会社である焼津水産化学工業株式会社における開発センター・商品開発部（旧 商品開発センター・調味料開発部）の試験研究費について、従来売上原価に計上する方法によっておりましたが、当連結会計年度より販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。

この変更は前連結会計年度中において、顧客ニーズへの迅速な対応を目的として大幅な組織変更を実施し、研究開発本部を商品開発センターにしたことに伴い、より適切な期間損益計算を行うために行ったものです。当該会計方針の変更については、遡及適用されております。また、この会計方針の変更による累積的影響額はなため、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に与える影響はありません。

## 3. 追加情報

### (1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(2) 法人税率の変更等による影響

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は従来の税率から変更になります。

税率の変更により、繰延税金資産（流動）が6,704千円、繰延税金資産（固定）が14,881千円それぞれ減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が25,562千円、その他有価証券評価差額金額が6,495千円それぞれ増加しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 10,828,572千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末の株式数(株) |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 普通株式  | 14,056,198       | —               | —               | 14,056,198      |
| 合計    | 14,056,198       | —               | —               | 14,056,198      |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(イ) 平成23年6月29日開催の第52期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 168,610千円
- ・1株当たり配当額 12円
- ・基準日 平成23年3月31日
- ・効力発生日 平成23年6月30日

(ロ) 平成23年11月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 140,506千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成23年9月30日
- ・効力発生日 平成23年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
平成24年6月28日開催の第53期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 168,607千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 12円
- ・基準日 平成24年3月31日
- ・効力発生日 平成24年6月29日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品に対する取組方針について

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（自己資金または銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

また、運用についてはリスクの高いものは排除し、安全確実な運用に限定しており投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、極力リスク回避するよう努めております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが80日以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち長期借入金は「京都議定書目標達成特別支援無利子融資」であり、リース債務は主に機械関係リースであるため、金利についての変動リスクはありません。デリバティブ取引は、基本的に取扱いしない方針であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

提出会社は営業管理規程及び与信限度管理規程に従い、営業債権について各営業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、提出会社の債権管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券のうち債券は、経理規程に従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引は実施していません。

#### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

提出会社の営業債権債務は、一部子会社取引を除き、そのほとんどの取引先が日本国内であり、円貨での決済であるため為替の変動リスクは僅少であります。

また、借入金及びリース債務についての支払金利の変動リスクは、基本的に固定金利であるため、その変動リスクはほとんどありません。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は存在しませんが、新規開始の場合は取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当の承認を得て行う方針であります。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

提出会社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理・回避しております。連結子会社においても、資金繰り計画を作成するなど提出会社と同様な管理を行い、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. を参照）。

(単位：千円)

|                    | 連結貸借対照表計上額 | 時価         | 差額 |
|--------------------|------------|------------|----|
| (1) 現金及び預金         | 3,913,642  | 3,913,642  | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金      | 4,925,408  | 4,925,408  | —  |
| (3) 有価証券及び投資有価証券   | 2,430,020  | 2,430,020  | —  |
| 資産計                | 11,269,071 | 11,269,071 | —  |
| (1) 支払手形及び買掛金      | 1,955,154  | 1,955,154  | —  |
| (2) 短期借入金          | 25,817     | 25,817     | —  |
| (3) 一年以内返済予定の長期借入金 | 70,000     | 70,000     | —  |
| (4) 未払法人税等         | 353,004    | 353,004    | —  |
| (5) 未払金            | 354,378    | 354,378    | —  |
| 負債計                | 2,758,355  | 2,758,355  | —  |

(※) デリバティブ取引は該当ありません。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

② 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 一年以内返済予定の長期借入金、(4) 未払法人税等、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分       | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------|------------|
| 非 上 場 株 式 | 18,162     |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|                                  | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超    |
|----------------------------------|-----------|-------------|--------------|---------|
| 現金及び預金                           | 3,913,642 | —           | —            | —       |
| 受取手形及び売掛金                        | 4,925,408 | —           | —            | —       |
| 有価証券及び投資有価証券                     |           |             |              |         |
| (1) 国債・地方債等<br>その他有価証券のうち満期があるもの | —         | —           | —            | —       |
| (2) 債券(社債)                       | —         | —           | —            | 200,000 |
| (3) その他                          | 331,029   | —           | —            | —       |
| 合計                               | 9,170,080 | —           | —            | 200,000 |

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,269円24銭  
(2) 1株当たり当期純利益 47円51銭

#### 8. 重要な後発事象に関する注記

工場建設用土地取得について

平成24年4月20日開催の取締役会にて事業継続計画(BCP)に基づく工場建設用地として下記土地の取得について決議いたしました。

- ・対象物件 新エコポリス第2期工業団地A、B区画
- ・所在地 静岡県掛川市逆川653番地1
- ・敷地面積 46,510㎡ (14,094坪)
- ・取得価格 1,098,993千円
- ・取得予定時期 平成24年6月

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

焼津水産化学工業株式会社  
取締役会 御中

### 芙蓉監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      大 塚 高 徳 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      畔 村 勇 次 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続きは、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適性な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月18日

焼津水産化学工業株式会社 監査役会

|                  |         |   |
|------------------|---------|---|
| 常勤監査役            | 石 黒 厚 士 | Ⓔ |
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 澤 本 猪三雄 | Ⓔ |
| 社外監査役            | 石 野 達 佳 | Ⓔ |
| 社外監査役            | 松 永 淳   | Ⓔ |

# 貸 借 対 照 表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
|--------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| (資産の部)             |                   | (負債の部)                   |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>11,441,646</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>2,708,514</b>  |
| 現金及び預金             | 3,482,398         | 買掛金                      | 1,684,408         |
| 受取手形               | 460,230           | 一年内返済予定の長期借入金            | 70,000            |
| 売掛金                | 3,963,277         | リース債務                    | 2,417             |
| 有価証券               | 360,247           | 未払金                      | 215,863           |
| 商品及び製品             | 1,287,104         | 未払法人税等                   | 324,039           |
| 原材料及び貯蔵品           | 1,220,013         | 未払消費税等                   | 72,803            |
| 繰延税金資産             | 86,262            | 未払費用                     | 85,771            |
| 短期貸付金              | 470,000           | 預り金                      | 29,179            |
| 未収入金               | 92,465            | 賞与引当金                    | 112,900           |
| その他                | 21,647            | 設備関係未払金                  | 108,643           |
| 貸倒引当金              | △2,000            | その他                      | 2,487             |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>9,432,043</b>  | <b>固 定 負 債</b>           | <b>312,008</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>5,649,600</b>  | リース債務                    | 4,344             |
| 建物                 | 1,901,744         | 退職給付引当金                  | 267,270           |
| 構築物                | 374,059           | 長期未払金                    | 29,146            |
| 機械及び装置             | 1,085,877         | その他                      | 11,245            |
| 車両運搬具              | 5,717             |                          |                   |
| 工具器具及び備品           | 54,275            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>3,020,522</b>  |
| 土地                 | 2,216,909         | (純資産の部)                  |                   |
| リース資産              | 6,440             | <b>株 主 資 本</b>           | <b>17,769,274</b> |
| 建設仮勘定              | 4,576             | 資本金                      | 3,617,642         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>194,541</b>    | 資本剰余金                    | 3,414,133         |
| 工業所有権              | 825               | 資本準備金                    | 3,414,133         |
| 電話加入権              | 5,947             | <b>利 益 剰 余 金</b>         | <b>10,743,599</b> |
| 水道施設利用権            | 428               | 利益準備金                    | 348,182           |
| ソフトウェア             | 144,908           | その他利益剰余金                 | 10,395,417        |
| 建設仮勘定(無形)          | 42,430            | 固定資産圧縮積立金                | 43,060            |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>3,587,902</b>  | 別途積立金                    | 8,400,000         |
| 投資有価証券             | 2,072,615         | 繰越利益剰余金                  | 1,952,356         |
| 関係会社株式             | 865,980           | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△6,101</b>     |
| 関係会社長期貸付金          | 237,942           | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>   |                   |
| 出資金                | 51,110            | その他有価証券評価差額金             | 83,893            |
| 長期前払費用             | 12,747            |                          |                   |
| 繰延税金資産             | 101,638           |                          |                   |
| その他                | 253,625           |                          |                   |
| 貸倒引当金              | △7,756            | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>17,853,168</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>20,873,690</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>20,873,690</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額        |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高                 | 15,871,315 |
| 売 上 原 価               | 12,661,151 |
| 売 上 総 利 益             | 3,210,163  |
| 販売費及び一般管理費            | 2,039,620  |
| 営 業 利 益               | 1,170,543  |
| 営 業 外 収 益             |            |
| 受 取 利 息               | 8,458      |
| 有 価 証 券 利 息           | 1,211      |
| 受 取 配 当 金             | 37,967     |
| 受 取 賃 貸 料             | 48,267     |
| 給 付 金                 | 4,729      |
| 雑 収 入                 | 46,342     |
| 営 業 外 費 用             |            |
| 匿 名 組 合 投 資 損 失       | 16,743     |
| 為 替 差 損               | 195        |
| た な 卸 資 産 廃 棄 損       | 4,165      |
| 損 害 賠 償 金             | 3,555      |
| 保 険 解 約 損             | 6,893      |
| 雑 損 失                 | 4,227      |
| 経 常 利 益               | 1,281,738  |
| 特 別 利 益               |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 131        |
| 保 険 収 益               | 26,515     |
| 特 別 損 失               |            |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 17         |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 5,704      |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 2,299      |
| 災 害 に よ る 損 失         | 21,409     |
| 事 業 構 造 改 革 費 用       | 189,216    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 1,089,738  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 397,442    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 474,721    |
| 当 期 純 利 益             | 615,016    |

## 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |                 |           |                   |           |                 |                 |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-------------------|-----------|-----------------|-----------------|
|                                 | 資本金       | 資本剰余金     |                 | 利 益 剰 余 金 |                   |           |                 |                 |
|                                 |           | 資本準備金     | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金          |           |                 | 利益<br>剰余金<br>合計 |
|                                 |           |           |                 |           | 固定資<br>産圧縮<br>積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越<br>利益<br>剰余金 |                 |
| 平成23年4月1日 残高                    | 3,617,642 | 3,414,133 | 3,414,133       | 348,182   | 42,288            | 8,400,000 | 1,647,229       | 10,437,700      |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |                 |           |                   |           |                 |                 |
| 剰余金の配当                          |           |           |                 |           |                   |           | △309,116        | △309,116        |
| 税率変更に伴う<br>固定資産圧縮<br>積立金の増加     |           |           |                 |           | 3,336             |           | △3,336          | -               |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩                |           |           |                 |           | △2,565            |           | 2,565           | -               |
| 当期純利益                           |           |           |                 |           |                   |           | 615,016         | 615,016         |
| 自己株式の取得                         |           |           |                 |           |                   |           |                 | -               |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の<br>変動額(純額) |           |           |                 |           |                   |           |                 | -               |
| 事業年度中の変動額合計                     | -         | -         | -               | -         | 771               | -         | 305,127         | 305,899         |
| 平成24年3月31日 残高                   | 3,617,642 | 3,414,133 | 3,414,133       | 348,182   | 43,060            | 8,400,000 | 1,952,356       | 10,743,599      |

|                                 | 株 主 資 本 |            | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|---------------------------------|---------|------------|------------------|----------------|------------|
|                                 | 自己株式    | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 平成23年4月1日 残高                    | △5,913  | 17,463,563 | △50,751          | △50,751        | 17,412,811 |
| 事業年度中の変動額                       |         |            |                  |                |            |
| 剰余金の配当                          |         | △309,116   |                  |                | △309,116   |
| 税率変更に伴う<br>固定資産圧縮<br>積立金の増加     |         |            |                  |                | -          |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩                |         |            |                  |                | -          |
| 当期純利益                           |         | 615,016    |                  |                | 615,016    |
| 自己株式の取得                         | △187    | △187       |                  |                | △187       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の<br>変動額(純額) |         |            | 134,645          | 134,645        | 134,645    |
| 事業年度中の変動額合計                     | △187    | 305,711    | 134,645          | 134,645        | 440,356    |
| 平成24年3月31日 残高                   | △6,101  | 17,769,274 | 83,893           | 83,893         | 17,853,168 |

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

(イ) 子会社株式

(ロ) その他有価証券

・時価のあるもの

移動平均法による原価法

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、焼津工場の建物、機械及び装置は定額法

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 15～31年 |
| 機械及び装置 | 10年    |

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### ④ 長期前払費用

期間均等償却

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき計上しています。

### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 試験研究費の計上方法の変更

開発センター・商品開発部（旧 商品開発センター・調味料開発部）の試験研究費について、従来売上原価に計上する方法によっておりましたが、当事業年度より販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。

この変更は前事業年度中において、顧客ニーズへの迅速な対応を目的として大幅な組織変更を実施し、研究開発本部を商品開発センターにしたことに伴い、より適切な期間損益計算を行うために行ったものです。当該会計方針の変更については、遡及適用されております。また、この会計方針の変更による累積的影響額はないため、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,157,925千円
- (2) 偶発債務
  - 水産物取引買受支払保証
  - マルミフーズ株式会社 893千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権債務
  - ① 短期金銭債権 545,945千円
  - ② 長期金銭債権 237,942千円
  - ③ 短期金銭債務 55,853千円
  - ④ 長期金銭債務 780千円

## 4. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引

|            |           |
|------------|-----------|
| 売上高        | 350,181千円 |
| 仕入高        | 631,665千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 11,982千円  |
| 営業取引以外の取引高 | 43,977千円  |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 5,339          | 250           | —             | 5,589         |
| 合計    | 5,339          | 250           | —             | 5,589         |

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| (繰延税金資産)     |            |
| 未払事業税        | 26,278千円   |
| 賞与引当金        | 42,597千円   |
| 退職給付引当金      | 94,480千円   |
| 長期未払金        | 10,303千円   |
| 有価証券評価損      | 50,424千円   |
| 減損損失(建物)     | 9,154千円    |
| 減損損失(土地)     | 211,289千円  |
| その他          | 24,364千円   |
| 繰延税金資産小計     | 468,893千円  |
| 評価性引当金       | △211,289千円 |
| 繰延税金資産合計     | 257,603千円  |
| (繰延税金負債)     |            |
| 固定資産圧縮積立金    | 23,830千円   |
| その他有価証券評価差額金 | 45,872千円   |
| 繰延税金負債計      | 69,702千円   |
| 繰延税金資産の純額    | 187,900千円  |

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 流動資産－繰延税金資産 | 86,262千円  |
| 固定資産－繰延税金資産 | 101,638千円 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率(調整)           | 40.36% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.77%  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.70% |
| 住民税均等割               | 1.24%  |
| 試験研究費の税額控除           | △1.26% |
| 税率変更による影響            | 2.48%  |
| その他                  | △0.33% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 43.56% |

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

### (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|        | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|--------|---------|------------|---------|
| ソフトウェア | 3,330千円 | 3,330千円    | -千円     |
| 合計     | 3,330千円 | 3,330千円    | -千円     |

## (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

|     |      |
|-----|------|
| 1年内 | - 千円 |
| 1年超 | - 千円 |
| 合計  | - 千円 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 属性  | 会社等の名称     | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容     | 議決権等の所有<br>(被所有者)<br>割合<br>(%) | 関係内容     |          | 取引内容          | 取引金額<br>(千円) | 科目            | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------|-------------------|-----------|--------------------------------|----------|----------|---------------|--------------|---------------|--------------|
|     |            |                   |           |                                | 役員の兼任等   | 事業上の関係   |               |              |               |              |
| 子会社 | マルミフーズ株式会社 | 100               | 水産物の加工・販売 | 直接<br>(100)                    | 兼任<br>1名 | 当社商品の仕入先 | 受取賃貸料         | 14,576       | その他<br>(流動負債) | 1,295        |
|     |            |                   |           |                                |          |          | 雑収入           | 34           | 未収入金          | 3            |
|     |            |                   |           |                                |          |          | 受取利息          | 5,135        | その他<br>(流動負債) | 1,027        |
|     |            |                   |           |                                |          |          | 資金の貸付<br>(注)2 | 500,000      | 関係会社<br>短期貸付金 | 370,000      |
|     |            |                   |           |                                |          |          | 資金の貸付回収       | 400,000      | 関係会社<br>長期貸付金 | 90,000       |

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

1. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれていません。
2. 受取賃貸料については、第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,270円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 43円77銭    |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

工場建設用土地取得について

平成24年4月20日開催の取締役会にて事業継続計画（BCP）に基づく工場建設用地として下記土地の取得について決議いたしました。

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| ・対象物件   | 新エコポリス第2期工業団地A、B区画 |
| ・所在地    | 静岡県掛川市逆川653番地1     |
| ・敷地面積   | 46,510㎡（14,094坪）   |
| ・取得価格   | 1,098,993千円        |
| ・取得予定時期 | 平成24年6月            |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

焼津水産化学工業株式会社  
取締役会 御中

### 芙蓉監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      大 塚 高 徳 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      畔 村 勇 次 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続きは、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適性な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社、各営業所及び各工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を、内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他に於ける審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月18日

焼津水産化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 石 黒 厚 士 ㊟

常勤監査役  
(社外監査役) 澤 本 猪三雄 ㊟

社外監査役 石 野 達 佳 ㊟

社外監査役 松 永 淳 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりにいたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第53期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は168,607,308円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日（金）といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | やまもと かずひろ<br>山本 和広<br>(昭和24年4月11日生) | 昭和48年4月 株式会社静岡銀行入行<br>平成9年6月 同行 営業企画部長<br>平成11年4月 同行 理事呉服町支店長<br>平成13年6月 同行 執行役員本店営業部長<br>平成15年6月 同行 退任<br>平成15年6月 静銀ディーシーカード株式会社代表取締役社長<br>平成16年6月 同社 代表取締役社長退任<br>平成16年6月 常勤監査役<br>平成16年10月 UMI ウェルネス株式会社監査役<br>平成17年6月 常務取締役経営統括本部長<br>平成19年6月 代表取締役専務取締役経営統括本部長<br>平成22年11月 代表取締役社長<br>平成24年2月 代表取締役社長兼営業本部長（現任） | 20,000株    |
| 2     | さいとう しげる<br>齋藤 滋<br>(昭和32年3月15日生)   | 昭和55年4月 当社入社<br>平成13年6月 開発本部商品開発部長<br>平成14年7月 営業本部食品営業第二部長<br>平成16年7月 開発・生産本部製造部長<br>平成17年6月 取締役開発・生産本部製造部長<br>平成18年6月 オーケー食品株式会社代表取締役社長<br>平成19年6月 取締役生産本部長<br>平成19年6月 オーケー食品株式会社取締役<br>平成21年7月 取締役営業本部長<br>平成22年11月 常務取締役営業本部長兼営業統括部長<br>平成23年6月 UMI ウェルネス株式会社取締役（現任）<br>平成24年3月 常務取締役開発センター長兼研究開発部長（現任）           | 23,827株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社<br>の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | <p style="text-align: center;">いしかわ まりこ<br/>石川 真理子<br/>(昭和34年6月26日生)</p> | <p>昭和58年4月 当社入社<br/>平成6年3月 製造部 工場長<br/>平成13年8月 生産本部品質保証部品質保証課長<br/>平成15年7月 品質保証室長<br/>平成17年7月 品質保証センター長<br/>平成19年6月 取締役品質保証センター長<br/>平成22年11月 常務取締役生産本部長<br/>平成23年4月 常務取締役生産本部長兼製造部長<br/>平成23年6月 オーケー食品株式会社取締役 (現任)<br/>平成24年3月 常務取締役生産本部長兼生産技術センター長 (現任)</p>                                                                                    | 10,700株        |
| 4         | <p style="text-align: center;">まつだ ひでき<br/>松田 秀喜<br/>(昭和27年8月20日生)</p>   | <p>昭和53年4月 宝酒造株式会社入社<br/>平成14年4月 同社 TSセンター長<br/>平成17年4月 当社出向 企画開発室部長<br/>平成17年7月 開発本部調味料開発部長<br/>平成19年6月 取締役開発本部研究開発部長<br/>平成21年7月 取締役研究開発センター調味料開発部長<br/>平成22年8月 取締役生産本部製造部長<br/>平成22年11月 取締役経営統括本部長兼経営企画部長<br/>平成23年4月 取締役経営統括本部長兼総務・人事部長<br/>平成23年6月 オーケー食品株式会社監査役兼マルミフーズ株式会社監査役兼UMIウェルネス株式会社監査役 (現任)<br/>平成23年12月 取締役経営統括本部長兼経営企画部長 (現任)</p> | 10,700株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | またひら よしはる<br>又平芳春<br>(昭和37年2月19日生) | 昭和59年4月 当社入社<br>平成12年7月 開発本部研究開発部研究開発1課長<br>平成16年7月 開発・生産本部研究開発部長<br>平成18年7月 営業本部新素材営業部長<br>平成18年7月 UMI ウェルネス株式会社取締役<br>平成21年4月 開発本部機能食品開発部長<br>平成21年6月 取締役開発本部機能食品開発部長<br>平成22年11月 取締役研究開発本部長兼機能食品開発部長<br>平成23年4月 取締役営業本部営業統括部長<br>平成23年6月 UMI ウェルネス株式会社代表取締役社長<br>平成23年9月 取締役兼大連味思開生物技術有限公司董事長兼総経理(現任) | 13,900株    |
| 6     | おおし ひろあき<br>大橋弘明<br>(昭和35年9月13日生)  | 昭和59年4月 当社入社<br>平成14年7月 開発本部商品開発部商品開発課長<br>平成16年9月 大連味思開生物技術有限公司出向<br>同社 総経理<br>平成20年4月 生産本部製造部大東工場長<br>平成21年7月 マルミフーズ株式会社出向<br>同社 代表取締役社長<br>平成22年11月 生産本部製造部長<br>平成23年4月 商品開発センター長兼機能食品開発部長<br>平成24年2月 営業本部副本部長(現任)                                                                                    | 500株       |
| 7     | まつすえ たかし<br>松末隆志<br>(昭和27年3月31日生)  | 昭和49年4月 日本油脂株式会社(現:日油株式会社)入社<br>平成12年4月 同社 食品カンパニー営業本部食品研究所長<br>平成15年4月 同社 食品事業部食品研究所長<br>平成18年6月 同社 川崎事業所大師工場長<br>平成19年6月 同社 川崎事業所長兼川崎事業所大師工場長<br>平成21年12月 同社 名古屋支店長(現任)<br>平成22年6月 取締役(非常勤)(現任)                                                                                                        | 一株         |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | さわもと いきお<br>澤本 猪三雄<br>(昭和14年6月13日生) | 昭和33年4月 株式会社静岡銀行入行<br>平成2年6月 同行 業務企画部長<br>平成5年4月 同行 理事検査部長<br>平成6年4月 元且ビューティー工業株式会社出向<br>同社 常務取締役<br>平成15年6月 同社 専務取締役<br>平成17年6月 同社 取締役副社長<br>平成18年6月 同社 取締役退任<br>平成18年6月 非常勤監査役<br>平成22年6月 常勤監査役（現任） | 1,000株     |
| 2     | まつなが あつし<br>松永 淳<br>(昭和15年1月17日生)   | 昭和39年3月 株式会社静岡新聞社入社<br>平成5年3月 同社 取締役 経理局長<br>平成12年3月 同社 取締役 総務局長<br>平成13年3月 同社 常務取締役<br>平成19年6月 同社 常勤顧問<br>平成20年7月 同社 非常勤顧問<br>平成22年6月 非常勤監査役（現任）                                                     | 1,310株     |
| 3     | むらまつ あきら<br>村松 明<br>(昭和18年10月1日生)   | 昭和43年4月 静清信用金庫入庫<br>平成7月2月 同金庫 外国部長<br>平成13年6月 同金庫 常勤監事<br>平成16年6月 同金庫 理事総務部長委嘱<br>平成17年4月 同金庫 理事経営相談部委嘱<br>平成19年6月 当社入社 内部監査室長<br>平成21年1月 内部監査室検査役<br>平成23年7月 退社                                     | 1,000株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | おかだ よしひろ<br>岡田 慈浩<br>(昭和15年5月16日生) | 昭和34年3月 武田薬品工業株式会社入社<br>昭和62年3月 同社 食品研究所主任研究員<br>平成元年3月 同社 フードビタミン事業部プロダクトマネージャー<br>平成7月2月 静岡塩業株式会社出向<br>同社 取締役営業部長<br>平成11年6月 同社 常務取締役<br>平成18年6月 同社 代表取締役専務<br>平成20年6月 同社 取締役相談役<br>平成21年6月 同社 退社 | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 澤本猪三雄氏、松永 淳氏、岡田慈浩氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は澤本猪三雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、松永 淳氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 澤本猪三雄氏は、過去の経験と知識を活かし、当社社外監査役としての職務を引続き遂行していただけるものと判断いたします。また同氏の当社社外監査役の就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 松永 淳氏は、過去の経験と知識を活かし、当社社外監査役としての職務を引続き遂行していただけるものと判断いたします。また同氏の当社社外監査役の就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 岡田慈浩氏は、食品分野における幅広い識見から、社外監査役としての役割を適切に遂行されることが期待されるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。

#### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の一部変更及び継続の件

当社は、平成19年4月27日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入することを決議し、平成19年6月開催の当社第48期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

その後、かかる対応方針は、平成21年5月15日開催の当社取締役会において、一部変更され、かかる変更後の対応方針（以下「旧プラン」といいます。）は、平成21年6月26日開催の当社第50期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

旧プランの有効期限は、本総会后最初に開催される取締役会の終結時までとされており、同取締役会の終結時をもって満了を迎えるところ、当社は、当社第50期定時株主総会後の買収防衛策に関する議論の状況等も踏まえ、平成24年5月11日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、旧プランに所要の変更を行った上で（以下、変更後のプランを「本プラン」と、当該変

更を「本改正」と、各々いいます。)、継続することを決議いたしました。

本改正は、本総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとされており、当社定款第40条に基づき、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

## 1. 基本方針について

### (1) 当社の企業価値の源泉について

当社及びその子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、昭和34年の創立以来、天然調味料のリーディングカンパニーとして天然素材の可能性を探求し、日々の食生活を通して人々の栄養改善や健康の維持・向上に取り組むことで、多彩な商品ラインナップを提供し、株主の皆様をはじめとするステークホルダー（利害関係者）から高い信頼とご支持をいただいております。当社グループは、「天然素材の持つ無限の可能性を追求し、“おいしさと健康”を通して豊かな生活に貢献します。」をグループ企業理念に掲げ、人々の食生活を通じて、社会・経済の発展に貢献し続けることを当社グループに課せられた使命としており、ステークホルダーにとって存在価値のある企業として、永年培ってきた独自技術をベースとした食品素材の新たな価値を創造しております。「おいしさと健康」をキーワードに、調味料分野では、厳選した天然素材にこだわり、当社独自の技術で開発した液体・粉体調味料製品を製造・販売し、国内の天然調味料市場では高いシェアを維持しています。また、機能食品分野では、「N-アセチルグルコサミン」を主力とした機能性食品素材に加え、医療栄養食の製造・販売等、幅広い分野で事業を展開しています。

また、当社グループでは、全ての役員・従業員が強い責任感を持ち、環境問題への取り組みや社会貢献等の活動を推進するとともに、社会の一員として関係法令等の遵守を徹底しています。こうした企業活動の積み重ねは、当社グループのブランド価値を向上させ、中長期的な企業価値の確保・向上に繋がるものと確信しています。

豊かな食生活の実現は、人類の不変的な欲求であり、その欲求に応える責務を果たすべく、当社グループでは安全かつ安心してご使用いただける高品質な「天然調味料」及び「機能性食品素材」を安定的に供給する事業体制を構築・維持しております。当社グループが築いてきた天然素材に関する豊富な経験とノウハウ、

蓄積された高い技術力に加え、それを支える人材、そして創立以来培ってきたステークホルダーからの信頼は、この事業体制の構築・維持に不可欠なものであり、これらが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の源泉であると考えています。

## (2) 基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為（下記3(2)(a)に定義されます。以下同じとします。）について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値の向上または株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った上記企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者またはグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することで、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び定款によって許容される限度において当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

## 2. 当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

### (1) 3カ年中期経営計画「Challenge & Growth」

当社グループは、平成22年度から平成24年度までの3カ年中期経営計画「Challenge & Growth」を策定し、新たな価値を創造し続けるグローバルな企業グループを目指し、次に掲げる5つの目標を着実に進展させることで当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めています。

#### (a) 社会・顧客対応の充実

企業コンプライアンスと全社的顧客志向の徹底により、企業の社会的責任を果たし、顧客満足度の充実に努めます。

#### (b) 優位性の創造と育成

当社の強みを活かして、海外市場に積極果敢に挑戦し、新たなモノ作りによって市場を創造・拡大して業界における優位性を創造・育成します。

#### (c) 組織力の強化と連携

PDCA (Plan, Do, Check, Act) の徹底による組織力の強化と、組織間の連携

によってスピード経営を実践し、グループ全体の成長を推進します。

(d) 人材育成の強化

体系的、実践的な人材育成を強化し、個々人のスキルアップと従業員満足度の向上により、意欲的な組織風土を醸成します。

(e) 増益体質の強化

事業の選択と集中を進め、経営指標に寄与する目標設定と達成により、収益構造を改善・強化します。

(2) コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレートガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。

当社の取締役会は取締役7名で構成され、法令等で定められた事項及び経営上の重要事項を審議・決定しています。監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成され、監査役は取締役会やその他重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の業務執行を監査しています。また、当社は、社外監査役3名のうち2名について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。かかる独立役員については、取締役会等における業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。

こうした経営体制のもとで、会社法及び金融商品取引法に準拠した内部統制システムの構築、リスクマネジメント・コンプライアンス関連の各種委員会を設置・運営することで具体的な施策を推進しています。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

(1) 本プランによる買収防衛策継続の目的について

当社は、上記1のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の

源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記3(2)(e)に定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。本プランによる買収防衛策の継続に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社といたしましては、本議案によって、本プランによる買収防衛策の継続につき株主の皆様のご意思を確認させていただくものです。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成24年3月31日現在における当社の大株主の状況は、事業報告の9頁をご参照ください。

## (2) 本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙1）のとおりですが、本プランの具体的内容は以下のとおりです。

### (a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①乃至③のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行

為」と総称します。)がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等(注1)に関する当社の特定の株主の株券等保有割合(注2)が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注3)
- ② 当社が発行者である株券等(注4)に関する当社の特定の株主の株券等所有割合(注5)とその特別関係者(注6)の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注7)
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数の場合を含みます。以下本③において同じとします。)(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限ります。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注8)を樹立する行為(注9)

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)は、当該特定の株主の共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。))。以下同じとします。)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。た

だし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下同じとします。

(注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注8) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注9) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当該他の株主に対して下記(c)記載の情報に準じた情報を提供していただくよう要請することがあります。

#### (b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面及び当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。当社代表取締役社長は、上記の意向表明書を受領した場合、速やかにこれを当社取締役会及び特別委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会または特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### (c) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日

は算入されないものとします。)以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑫までに掲げる情報(以下「大規模買付情報」と総称します。)を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会または特別委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して(以下「意見形成」といいます。)、または当社取締役会が代替案を立案して(以下「代替案立案」といいます。)株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断、当社取締役会及び特別委員会による意見形成または当社取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会または特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。さらに、当社は、当社取締役会または特別委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(主要な株主または出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組員、出資者(直接であるか間接であるかを問いません。)その他の構成員並びに業務執行組員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。)の概要(具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容及び、過去10年以内における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)並びに役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)等を含みます。)
- ② 大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付

行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件にかからしめている場合には当該条件の内容）、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。）
- ⑦ 大規模買付行為の完了後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧ 大規模買付者が濫用的買収者（下記（f）ア②に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- ⑨ 大規模買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ⑩ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の遵守の可能性
- ⑪ 反社会的勢力及びテロ関連組織との関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません。）及び関連が存する場合にはその関連に関する詳細

- ⑫ その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会及び特別委員会が受領した日から原則として5営業日以内（初日は算入されないものとします。）に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①または②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会または特別委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日は算入されないものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間  
② 上記①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(e) 特別委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、その発動等に関する当

社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます。）並びに社外有識者の3名以上から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置します。

特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本プランによる買収防衛策継続時における特別委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙2）のとおりです。

特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、特別委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

#### (f) 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

##### ア 特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

##### ① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日は算入されないものとします。以下「是正期間」といいます。）に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（当該違反が、是正されないことが明らかである場合においては、是正期間経過前においても、対抗措置発動を勧告します。）。かかる勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。か

かる再勧告が行われた場合も、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(サ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買収者」と総称します。）であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(ア)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

(イ)当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合

(ウ)当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合

(エ)当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券、知的財産権などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合

(オ)当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合

(カ)大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不

十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

- (キ)大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要することをいいます。）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付けをいいます。）などに代表される、構造上株主の皆様判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク)大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ)大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ)大規模買付者の経営陣または主要株主若しくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (サ)(ア)乃至(コ)の他、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

### ③ 特別委員会によるその他の勧告等

特別委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の決定等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

### イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発

動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとしします。

なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご覧いただく下記の方法により当社株主総会を招集することができるものとしします。また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役を含む監査役の全員の賛成を得た上で、取締役全員の一致により決定することとしします。対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議に係る決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### ウ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は、当該判断結果を公表した日から原則として60日（初日は算入されないものとしします。）以内を目標として、実務的に可能な範囲内で可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付行為は、株主総会における対抗措置の発動議案否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとしします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

なお、当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った等の場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### (g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または特別委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行

為として取扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

#### (h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。ただし、会社法その他の法令等及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、(別紙3)に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件または(ii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

#### 4. 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本プランの有効期間は、本総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者または当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われているまたは企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランに違反しない範囲、または法令等及び金融商品取引所規則若しくはそのガイドライン等の改正等またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

ます。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響について

### (1) 本改正の効力発生時に本改正が株主及び投資家の皆様へ与える影響

本改正の効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本改正が、その効力発生時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式一株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令等及び当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

なお、本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様

対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権 1 個当たり 1 円を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1 個の本新株予約権につき 1 株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面、当社普通株式を交付するために必要な情報等を記載した書面等をご提出いただくことがあります。）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切に開示しますので、当該内容をご確認ください。

### （ご参考）

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

#### （1）企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、上記 3（1）記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、継続されるもの

です。

## (2) 事前の開示

当社は、株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

## (3) 株主意思の重視

当社は、本総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、前述したとおり、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様のご意思に係らしめられています。

## (4) 当社取締役会による外部専門家の意見の取得

上記3(2)(d)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

## (5) 特別委員会の設置

当社は、上記3(2)(e)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができます。これにより、特別委員会の勧告に係る判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

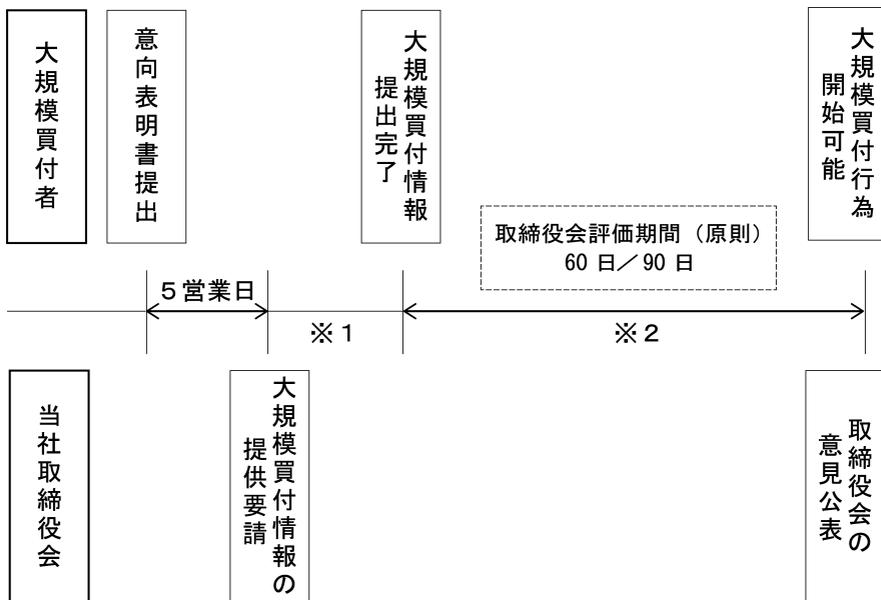
## (6) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記4記載のとおり、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるものであり、また、当社は取締役の任期について期差選任制度を導入しておりませんので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(別紙 1)

## 本プランの手続の流れ

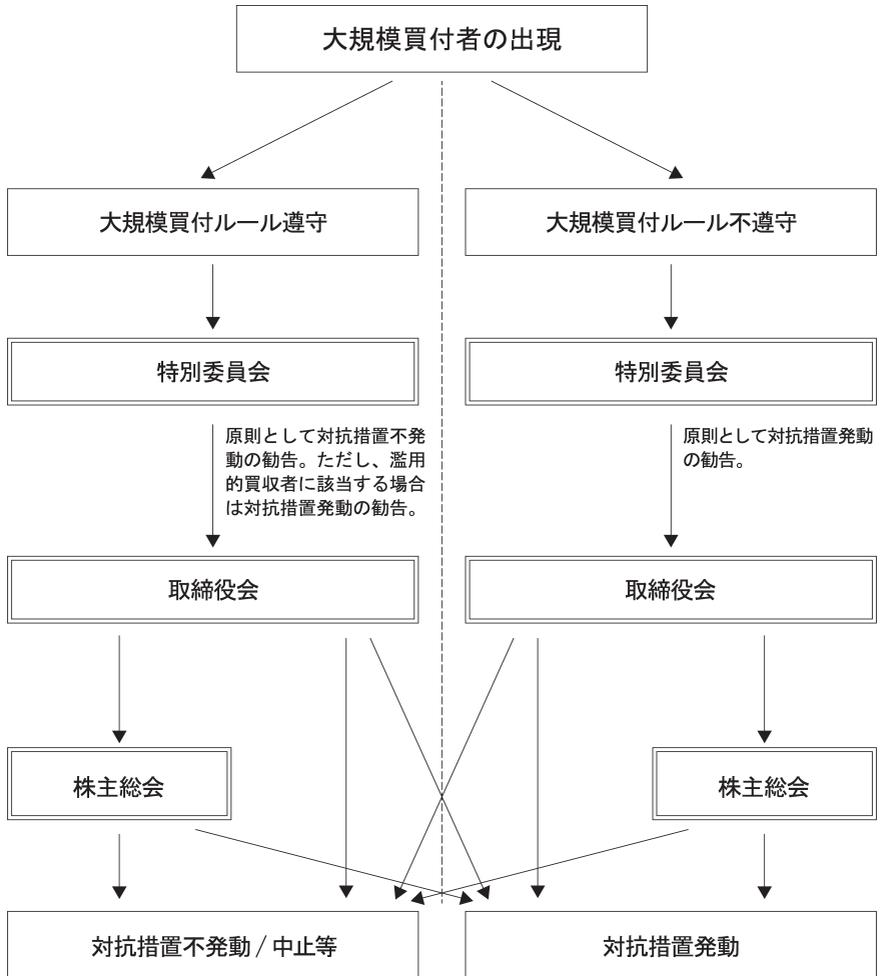
### 【大規模買付ルールに関する概要】



※ 1 : 当社取締役会または特別委員会が、当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます。）、または当社取締役会が代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び特別委員会による意見形成及び当社取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

- ※ 2 : 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）。なお、特別委員会が取締役会評価期間内に一定の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。
- ※ 3 : 特別委員会は当社取締役会に対し必要に応じて勧告を行います。
- ※ 4 : 当社取締役会は、必要に応じ、当社取締役会として株主の皆様へ大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等の提示を行い、また、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行います。
- ※ 5 : 当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきものと判断した場合には、当社取締役会は、当該判断結果を公表した日から原則として60日（初日不算入）以内を目標として、実務的に可能な範囲で可及的速やかに当社株主総会を招集します。

【対抗措置発動に関する概要】



※ 別紙1は、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本議案の本文をご参照ください。

(別紙2)

特別委員会委員の氏名及び略歴

- [氏名] 澤本 猪三雄 (さわもと いさお)  
昭和14年6月13日生まれ
- [略歴] 昭和33年4月 株式会社静岡銀行入行  
平成5年4月 同行 理事検査部長  
平成6年4月 元旦ビューティー工業株式会社出向  
同社 常務取締役  
平成17年6月 同社 取締役副社長  
平成18年6月 同社 取締役 退任  
当社非常勤監査役  
平成22年6月 当社常勤監査役 (現任)
- [氏名] 松永 淳(まつなが あつし)  
昭和15年1月17日生まれ
- [略歴] 昭和39年3月 株式会社静岡新聞社入社  
平成5年3月 同社 取締役 経理局長  
平成12年3月 同社 取締役 総務局長  
平成13年3月 同社 常務取締役  
平成19年6月 同社 常勤顧問  
平成20年7月 同社 非常勤顧問  
平成22年6月 当社非常勤監査役 (現任)
- [氏名] 碓氷 泰市 (うすい たいいち)  
昭和23年3月27日生まれ
- [略歴] 昭和50年3月 東北大学大学院農学研究科博士課程修了  
農学博士 (東北大学)  
昭和52年6月 静岡大学農学部農芸化学科 助手  
平成元年9月 静岡大学農学部応用生物化学科 教授  
平成17年4月 国立大学法人静岡大学農学部長  
平成22年3月 国立大学法人静岡大学理事 (現任)

(別紙3)

## 新株予約権の無償割当ての概要

### 1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

### 2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、例えば、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る。）。

### 7. 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することなどを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等を取締役会において付すことがあり得る。

## **8. 新株予約権の目的である株式の数**

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a)株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b)特別委員会の全員一致による決定があった場合
- (c)その他取締役会が別途定める場合

## **9. 新株予約権の処分に関する協力**

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値または株主共同の利益に対する脅威ではなくなったと合理的に認められる場合には、当社は、特別委員会への諮問を経て、当該例外事由該当者からその所有に係る新株予約権または新株予約権の取得対価として当該例外事由該当者に交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格を算定の基礎から除外して算定するものとする。）で第三者が譲り受けることを斡旋するなど、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

## **10. 新株予約権の行使期間等**

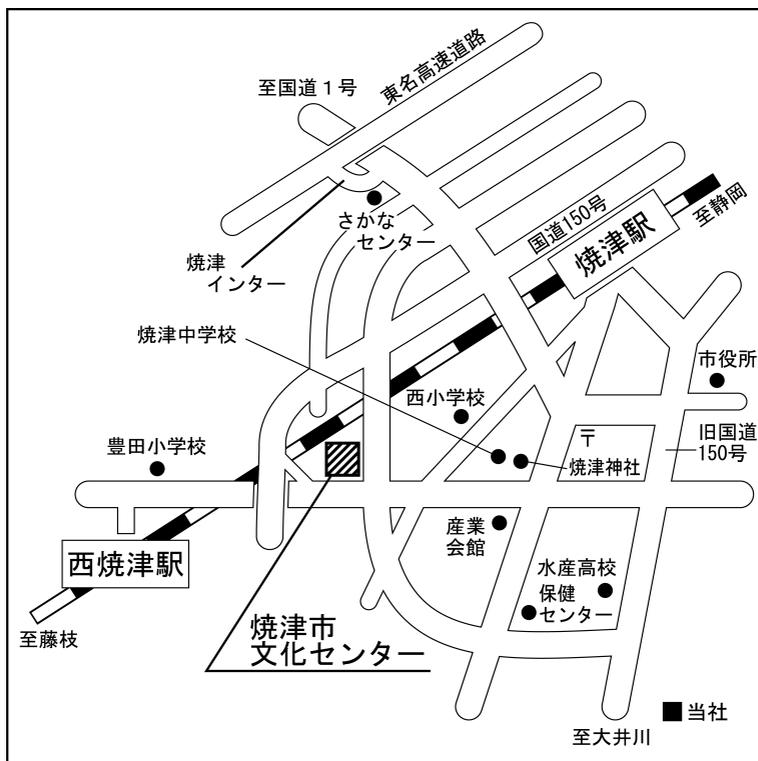
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以上



## 第53期定時株主総会会場ご案内図

会場 静岡県焼津市三ヶ名1550番地  
焼津市文化センター1階小ホール  
電話 054 (627) 3111



- 交通
- ・ JR東海焼津駅南口より1.5km、徒歩25分
  - ・ JR東海西焼津駅北口より2km、徒歩30分
  - ・ 東名高速道路焼津インターより3km